

平成30年度

事業計画及び予算書

社会福祉法人 川崎市多摩区社会福祉協議会

## 平成30年度事業計画

平成30年度からの6カ年を期間とした本会の第4期地域福祉活動計画は、地域住民の皆様とともに進める「つながり」を重視した計画として策定されました。行政が策定する第5期多摩区地域福祉計画と同じ基本理念である、「多様な主体と多世代がつながる支え合いのまち多摩区」を掲げ、地域福祉を推進するにあたっては、様々な場面で「つながり」を拡げることが必要です。

そのために、総合相談支援を強化することであらゆる相談事をまずは受け止め、これまで以上に行政との連携を図りながら、適切な支援に「つなげていく」こと、本会が協議体である社会福祉協議会として会員団体や関係機関と連携し、課題解決に向けて「つながりあう」こと、国が進める地域共生社会の実現に向けた取り組みと方向性を同じくし、1人でも多くの地域住民に地域の中の福祉的課題を他人事ではなく自分事として捉え、課題解決のために周囲の方々と「つながり支え合う」ことの大切さを理解していただくことを目的とした事業を展開し、「住民主体による地域福祉の推進」という社会福祉協議会の従来からの使命を果たせるよう努めます。

特に、平成28年度に設置した会長の諮問委員会である「地区社会福祉協議会のあり方検討委員会」での検討内容が平成29年度に報告書としてまとめられ、会長に答申されたことから、今後はこの内容をもとに、地区社会福祉協議会が主体的に地域における福祉的課題を把握して解決を試みる体制づくりを進められるよう区社会福祉協議会として支援していくことが地域包括ケアシステムのより推進を図ることに繋がると考えます。

この他、本会の事業予算の中でも大きな位置を占める多摩区内老人いきいの家指定管理事業が、第3期指定管理期間の最終年度となるため、次期指定管理期間に向け、これまでの実績と経験を踏まえて、今後の方向性を理事会等で慎重に議論し、継続への応募有無の判断を行います。

地域福祉推進の主役である地域住民や関係機関・団体の皆様にとって、社会福祉協議会がよき案内人・コーディネーターとなれるよう役職員一丸となって各種事業に取り組んでまいります。

### 《川崎市多摩区社会福祉協議会 第4期地域福祉活動計画 基本理念》 —多様な主体と多世代がつながる支え合いのまち多摩区—

#### ○基本目標1 多様な主体と多世代がつながる地域づくり

##### ■行動計画1 住民が主体の地域づくり

###### 【重点的に取り組む事項】

多世代が出会える場・機会づくり

##### ■行動計画2 支援を必要とする人が的確な支援につながる仕組みづくり

###### 【重点的に取り組む事項】

総合相談の充実による支援の拡大

## ○基本目標2 見守り・支え合いのネットワークづくり

### ■行動計画3 住民本位の福祉サービスの提供

#### 【重点的に取り組む事項】

情報と地域支援が届き、知ることができる環境づくり

### ■行動計画4 連携の取れた施策・活動の推進

#### 【重点的に取り組む事項】

地域課題を解決できる「わ」の強化

## 〔今年度事業計画の基本方針〕

### 1 「第4期地域福祉活動計画」の周知と着実な推進

第4期地域福祉活動計画が多くの地域住民に理解され、協力を得られるよう周知します。また、計画の着実な推進に向けて各種事業に取り組みます。

### 2 地域住民や関係機関・団体との「つながり」を重視した福祉のまちづくり

支え合い、つながり合うことで誰もが安心してその人らしい生活を実現できる地域づくりを目指して、協議体である本会の強みを生かし、地域住民や各種別会員組織、関係機関との協働による福祉のまちづくりを推進します。その柱として、会員間の連携促進と、地区社会福祉協議会との連携により、つながりの強化につなげます。

## 事業計画の内容

※は第4期地域福祉活動計画の重点的に取り組む事項の内容を反映

◎は今年度からの新規事業

### 1 法人運営事業

理事会、監事会及び評議員会を中心に、各種事業が円滑に進められるよう適正な法人運営に努めます。

- (1) 正副会長会議の開催
- (2) 理事会の開催（部門別担当理事会議を含む）
- (3) 監事会の開催
- (4) 評議員会の開催
- (5) 新規会員の募集強化※
- (6) 職員研修の実施
- (7) 苦情解決の実施と推進
- (8) 賛助会員の募集と取り組み方の見直し※

## 2 調査・研究事業

第4期地域福祉活動計画を着実に推進するため、部門別担当理事会議において計画の進行管理及び策定を行います。この他、区社協役員等ならびに地区社協役員の研修会を開催します。

- (1) 第4期地域福祉活動計画の進行管理
- (2) 区社協役員等ならびに地区社協役員研修会の開催
- (3) 社会福祉法人としてのガバナンスと安定的な運営の検討◎

## 3 企画・広報事業

広報活動強化の一環として、通常の広報紙発行の他に年1回タウン誌の一部ページを買い取り、本会広報紙の内容を掲載します。紙媒体だけでなく、本会ホームページを多角的に活用し、情報発信にとどまらず、本会ホームページへのアクセスの傾向を分析することで、ニーズに沿った事業展開の一助とします。また、幅広い年代の方へ情報を届けることを目的に、SNS（ソーシャル ネットワーキング サービス）のひとつであるFacebookの運用を行います。この他、大規模な広報啓発事業としての「多摩区社会福祉大会」の開催をはじめとし、「多摩区民祭」や「多摩ふれあいまつり」、「たまたま子育てまつり」等の各種行事やイベントへの参加協力を通じて、広報啓発活動の充実につなげます。

- (1) 本会広報紙「区社協だより 多摩」の発行※
- (2) タウン誌の一部ページへの本会広報紙の掲載※
- (3) 第11回多摩区社会福祉大会の開催
- (4) 本会ホームページの運営と活用※
- (5) Facebookの運用※
- (6) 各種まつりへの参加協力

## 4 連絡・調整事業

地域の皆様から寄せられる寄付金を助成金等として有効に活用するため、「助成金配分委員会」を開催します。

また、「会員種別会議」を開催し、これまで以上に会員相互の連携とニーズの把握に努めます。特に、福祉施設等と区社協が地域貢献等をテーマに共に考える場作りについても検討してまいります。

## 5 助成事業

各地区社会福祉協議会へ賛助会費を財源とした活動費の助成を行います。

また、川崎市社会福祉協議会が実施する「高齢者ふれあい活動支援事業」の助成金申請及び交付窓口として、区内のボランティアグループが実施する高齢者ふれあい活動への助成金の交付等を行います。

## 6 地域福祉活動事業

### (1) 子育て支援推進事業

子育て支援事業の一環として、ふれあい子育てサロン「いちにのさん！」を開催します。

また、この「いちにのさん！」が多世代交流を主目的としたサロンに移行するための検討を併せて行います。※◎

加えて、各種子育て支援事業が、参加者やボランティアの自主的な運営のもと、地域に根差した活動として発展・定着するよう支援し、かつ、子育て当事者による「母親クラブ」への助成金交付等による運営支援を行います。

この他、本会の役割として団体同士のネットワーク作りとその支援につながるよう、「子育て支援情報交換会」の充実化を図ります。

### (2) 福祉教育推進事業

地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア、当事者団体、学校等から構成される福祉教育推進委員会を中心に、本会として進めていく「福祉教育」のあり方を整理しながら、学校教育・地域教育・家庭教育の充実に向けた活動を進め、他者への思いやりの心を育て、地域福祉の発展につなげるための福祉教育の実施に努めます。

- ①福祉教育に関する相談支援
- ②教職員との福祉学習についての交流会の開催と福祉教育ハンドブックの効果的活用
- ③福祉教育セミナーの開催
- ④親子参加型での福祉講座の開催
- ⑤福祉教育用福祉用具の貸し出し
- ⑥ホームページを活用した福祉教育推進に向けての情報発信

## 7 在宅福祉活動事業

福祉有償運送事業者として、高齢者や障害者で、単独で公共交通機関による移動が困難な方を対象に「移送サービス」を実施します。なお、運転ボランティアの自家用

車を使用しての「送迎サービス」は、平成29年度をもって廃止となりました。

この他、公的制度で賄えない短期での車椅子の貸し出しを行います。

- (1) 移送サービスの実施◎
- (2) 移送サービス事業運営委員会の開催
- (3) 福祉車両の貸し出し
- (4) 運転ボランティアグループ多摩21の支援
- (5) 区内移動サービス実施団体との情報交換会の開催
- (6) 車椅子の貸し出し

## 8 共同募金配分金事業

神奈川県共同募金会による一般募金ならびに年末たすけあい募金の配分を受け、移送サービス事業の実施や地区社会福祉協議会事業への支援を行う他、地域福祉を推進するために行う各種事業の費用の一部または全部を配分金より支出し、有効的な活用を行います。

- (1) 地区社会福祉協議会活動への助成
- (2) 母親クラブ活動への助成
- (3) 多摩区民祭への助成
- (4) 多摩ふれあいまつりへの助成
- (5) たまたま子育てまつりへの助成
- (6) 社会を明るくする運動多摩区推進委員会への助成
- (7) 地域福祉貢献事業起業への助成
- (8) 地域の福祉ニーズを持つ世帯への年末慰問金の交付
- (9) 多摩区ボランティアセンターならびに各種講座等の開催
- (10) 福祉教育推進委員会ならびに各種講座等の開催
- (11) 第11回多摩区社会福祉大会の開催
- (12) 広報紙「区社協だより 多摩」の発行
- (13) 移送サービス事業の実施

## 9 ボランティア活動振興事業

多摩区のボランティア活動の振興を目的に、多摩区ボランティアセンター運営委員会の主体的な企画・運営による各種ボランティア講座の開催や、ボランティア相談会の実施等を通じて、講座受講生やボランティア相談者が、その後もボランティア活動を楽しめるような事業展開を目指します。

- (1) 多摩区ボランティアセンター運営委員会の開催と運営委員研修の実施

- (2) 災害ボランティアセンターの周知と設置訓練の開催
- (3) 各種ボランティア講座の開催
- (4) 地域のニーズに合わせた事業展開のためのボランティア実態調査の実施◎
- (5) ボランティア相談会「たまぼらひろば」の効果的な開催
- (6) ボランティア情報誌「たまぼら」の発行
- (7) ホームページを活用したボランティア情報の発信

## 10 福祉パルたま受託運営事業

川崎市社会福祉協議会を通じて、川崎市より福祉パルたまの管理運営を受託し、地域福祉活動拠点としての円滑な運営と活用を図ります。

- (1) 研修室およびボランティアコーナーの貸し出し
- (2) 地域福祉活動に必要な印刷機等の機材、機器の貸し出し
- (3) 情報コーナーを活用したチラシ等の配架とポスター等の掲示

## 11 老人いこいの家指定管理事業

川崎市より指定され、多摩区内の7か所（登戸・長尾・菅・錦ヶ丘・柘形・中野島・南菅）の老人いこいの家の指定管理者として、管理運営を行います。各地区社会福祉協議会を中心とした各老人いこいの家運営委員会との連携により、高齢者の身近な地域福祉活動拠点として、円滑な運営と活用を図ります。川崎市からの依頼により、これまでモデル事業として錦ヶ丘と中野島で行ってきた子ども文化センターとの多世代交流については、更に4館（長尾・菅・柘形・南菅）を増やして実施します。また、老人いこいの家の生活相談機能強化の一環として、誰もが気軽に訪れることができる「ふくし寄合処たま」を実施し、更に来所者（相談者）を増やすよう周知を図るとともに、携わる側の協力者も募り、より多くの方々が関われる場作りに努めます。この他、次期指定管理に向けての応募の有無の検討と、応募する場合における適切な対応を行います。

- (1) 多摩区内7か所の老人いこいの家の管理運営
- (2) 各老人いこいの家運営委員会、地区社協会長・老人いこいの家運営委員長合同会議の開催
- (3) 管理人研修会および臨時職員研修会の開催
- (4) 防災訓練の実施
- (5) いこいの家公開講座の開催
- (6) 「ふくし寄合処たま」（登戸・長尾・中野島・南菅）の開催（月1回実施）
- (7) 子ども文化センターとの多世代交流モデル事業の実施◎

## 12 老人いこいの家受託運営事業

川崎市より4か所の老人いこいの家（登戸・長尾・菅・中野島）でのミニデイケアサービス事業を受託します。

## 13 生活福祉資金貸付業務受託事業

神奈川県社会福祉協議会より生活福祉資金貸付事業（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金）を受託し、低所得者・障害者・高齢者世帯等の生活の自立支援を目的とした資金の貸付・償還援助事業を行います。

- (1) 生活福祉資金の借入れに関する相談および情報提供
- (2) 生活福祉資金の貸付・償還援助
- (3) 生活福祉資金貸付調査委員会の開催
- (4) 滞納世帯への償還援助

## 14 日常生活自立支援事業

川崎市社会福祉協議会が実施する川崎市あんしんセンター事業の一部を受託し、高齢者や障害者の権利擁護に関わる相談、各種サービスの提供を行います。また、日常生活自立支援事業の関係機関への啓発と、身近な相談窓口として認識していただけるよう、広報周知を強化します。

- (1) 日常生活自立支援事業および成年後見制度等、高齢者や障害者の権利擁護に関わる相談の受付
- (2) 日常生活自立支援事業の利用契約締結に関する調査調整の実施と、川崎市あんしんセンターが実施する審査会等への諮問
- (3) 日常生活自立支援事業の利用契約締結および契約に基づく支援の実施
- (4) 日常生活自立支援事業の啓発と広報周知の強化

## 15 金品援護事業

地域の皆様から寄せられた寄付金品等の受け入れを行い、本会6・7種会員である障害等当事者団体やボランティアグループならびに新たに地域福祉貢献事業を起業する団体等を対象に、寄付金を財源とした運営活動費の助成を行います。

また、寄付金による自主財源確保のための広報活動を行います。



## 16 住民参加による福祉活動の推進

### (1) 小地域福祉活動の推進

地域の活動団体や活動内容等の把握に努め、地域のニーズに合った活動の支援を行います。

### (2) 地区社会福祉協議会の組織強化支援

多摩区内の5つの地区社会福祉協議会の自主的な運営と活動の推進に向けた育成支援をはじめ、「地区社会福祉協議会のあり方検討委員会」の答申内容を踏まえ、地区社会福祉協議会が主体的に地域内の福祉的課題を把握して解決を試みる体制づくりを進められるよう区社会福祉協議会として支援します。※

## 17 総合相談支援

多摩区内の福祉サービスや福祉制度への問い合わせ、生活相談等について、適切な対応を行います。また、相談カードを活用した相談内容の記録化と情報共有化を図り、組織として相談支援に関わりながら、地域における福祉的課題の把握と整理につなげます。さらに、指定管理者として管理運営を行っている多摩区内の老人いこいの家において、関係機関の協力を仰ぎながら、「ふくし寄合処たま」（11 老人いこいの家指定管理事業再掲）を実施し、誰もが気軽に訪れることができる居場所づくりと福祉ニーズの把握、課題解決に努めます。この他、相談を受ける側の職員が専門職としてのスキルを高め、よりよい相談支援ができるよう研修等の受講を促します。※

## 18 地域の団体・施設との連携

本会会員を中心とした、各関係機関・団体との情報交換等を通じて、円滑な連携を図ります。その中で、本会として取り組むべき地域における福祉的課題の把握に努めます。

## 19 その他

### ○ 多摩区民生委員児童委員協議会への協力支援

多摩区民生委員児童委員協議会の事務局を担い、区社協ならびに地区社協の重要な構成員でもある民生委員児童委員活動への支援を行います。

### ○ たまわかくさ（多摩区当事者・ボランティア連絡会）への協力支援

多摩区内を拠点に活動している福祉当事者やボランティアグループ等で組織している「たまわかくさ」の事務局として、運営委員会や研修会等の運営を支援するとともに、活動経費の助成を行います。

○ 共同募金運動への協力支援

神奈川県共同募金会川崎市多摩区支会の事務局を担い、各地区分会と協力し、多摩区内の共同募金運動を推進します。

共同募金（一般募金）目標額	14,850,000円
年末たすけあい募金 目標額	8,600,000円

○ 高齢者フリーパスの販売

川崎市社会福祉協議会からの受託により、高齢者の社会参加促進のため、川崎市高齢者フリーパスの販売を行います。